日本に帰国/入国される皆様へ (**検査証明書の提示について**)

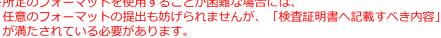
変異株による感染が海外において拡大していることを踏まえ、政府として水際対策を一層強化することとし、その一環として、以下の措置を講じます。

- 全ての入国者(日本人を含む。)は、 出国前72時間以内に検査を受け、医療機関等により発行された証明書(検査証明書) を提示しなければなりません。
- <u>有効な検査証明書を提示できない方は</u>、 検疫法に基づき、<u>日本への上陸が認められ</u> ません。
 - 出発国において搭乗前に検査証明書を所 持していない場合には、航空機への搭乗 を拒否されます。
 - 検査証明書の取得が困難かつ真にやむを 得ない場合には、出発地の在外公館にご 相談ください。

1. 検査証明書は以下の条件を満たすものに限り有効

- ・検体採取日時から搭乗便の出発予定時刻までが72時間以内であること
- ・所定のフォーマットを使用すること詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。所定のフォーマットはこちらからダウンロードできます →

※所定のフォーマットはこうらからグラフンロート Casy → ※所定のフォーマットを使用することが困難な場合には、





・検査証明書へ記載すべき内容

1	氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別
2	検査法、採取検体(下記2、3に限る)
3	結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日
4	医療機関名、住所、医師名、医療機関印影
(5)	すべての項目が英語で記載されたもの

2. 検査方法は以下のいずれかに限り有効

核酸増幅検査	その他
■ real time RT-PCR法 real time reverse transcription PCR	■次世代シーケンス法 Next Generation Sequence
■LAMP法 Loop-mediated Isothermal Amplification	■抗原定量検査 Quantitative Antigen Test [※] (CLEIA/ECLIA)
■TMA法 Transcription Mediated Amplification	※ 抗原定性検査ではない。
■ TRC法 Transcription Reverse-transcription Concerted reaction	
■ Smart Amp法 Smart Amplification process	
■ NEAR法 Nicking Enzyme Amplification Reaction	

3. 検体採取方法は以下のいずれかに限り有効

- ■鼻咽頭ぬぐい液 ■鼻腔ぬぐい液※ ■唾液
- ■鼻咽頭ぬぐい液・咽頭ぬぐい液の混合
- ※ 鼻腔ぬぐい液検体は核酸増幅検査のみ有効